

# 阿賀野市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)



令和8年3月

阿賀野市教育委員会

# 目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 3
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 5



## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

「阿賀野市教育振興基本計画」において「教育の基本理念」を次のように示している。

ふるさとを愛し、未来を切り拓いていく人を育てる教育

《育てたい資質・能力》

自立…課題を見付け、主体的に判断し、粘り強く取り組む力

協働…多様な人々と対話し、問題を解決する力

創造…既存の知識を駆使し、新しい価値を生み出す力

この教育の基本理念を実現していくためには、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」が必要である。

教育職員一人一人が、児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身で、やりがいをもてるような職場環境を実現する。

### (2) 阿賀野市の現状

市では、「阿賀野市立学校における教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を令和2年度に定め、新潟県教育委員会が進める「教職員の働き方改革」と歩調を同じくし、「時間外勤務1か月45時間以内、1年間360時間以内」を目標として取組を進め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、部活動の地域展開と部活動指導員の活用を進め、中学校の部活動指導の負担軽減に取り組んでいる。さらに、スクール・サポート・スタッフや校内教育支援センターへの指導員の配置、校務支援システムの導入、給食の公会計化、学校閉庁日の制定等により働き方改革を推進してきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】※令和7年度4月～2月の集計

	令和7年度4月～2月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.5時間	18.8%	0.4%
中学校	月38.2時間	31.6%	3.8%

※「月45時間を上回る」には「月80時間を上回る」は含まれない。

時間外在校等時間が「月45時間を超える割合」と「月80時間を超える割合」を合わせると、小学校では19.2%、中学校では35.4%であり、特に中学校で多くなっている。中学校では、部活動指導にかかる時間が多いことから、並行して行う学習指導、生活指導等の業務に関しても負担感が大きくなっている。このようなことから、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりであり、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

☆教育職員の1か月時間外在校等時間45時間以下の割合を100%にする。

(月の時間外在校等時間で45時間を超える教育職員がいない状態)

※令和7年度は、令和7年4月～令和8年2月の集計

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	80.3%	80.0%	90.0%	95.0%	100.0%
中学校	64.6%	75.0%	85.0%	95.0%	100.0%

※各校から提出される勤務実態調査報告を基に集計する。

☆教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度にする。

※令和7年度は、令和7年4月～令和8年2月の集計

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	30.5時間	30.0時間	30.0時間	30.0時間	30.0時間
中学校	38.2時間	38.0時間	35.0時間	32.0時間	30.0時間

※校務支援システムの出退勤機能から集計する。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

☆年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。

	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
小学校	13.95日	12日以上	12日以上	12日以上	12日以上
中学校	11.96日	12日以上	12日以上	12日以上	12日以上

※冬休み中に休暇簿から集計する。

☆ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
12.5%	6.4%	10.0%以下	10.0%以下	10.0%以下	10.0%以下

※ストレスチェック調査から集計する。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### 学校以外が担うべき業務

###### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。
- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進し、市の費用でボランティア保険に加入する。

###### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、阿賀野市青少年育成センター等が行っている巡回指導に委ねることとし、学校における自主的な巡回指導は原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、保護者と認識を共有する。

###### ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費の完全公会計化を進め、給食費以外の学校徴収金についても、公会計化を検討する。

###### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校と地域の協働活動については、地域コーディネーターを活用しながら、保護者、地域住民の積極的な参画を推進する。

###### ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・市教育委員会が相談窓口になるとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情や要求に対応できる体制整備を目指す。

###### 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ⑥調査・統計等への回答

- ・ICT機器等を活用することによって、市から学校に依頼する調査・回答の事務を削減する。

###### ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・事務職員等と市学校情報サポートデスクの積極的な参画を推進する。

###### ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図り、市学校情報サポートデスクを活用しながら、事務職員等を中心に実施する。

###### ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校プールについては、令和9年度より2つの校外型の市管理プールで行うことを目指し、管理業務は市生涯学習課または学校教育課が担う。
- ・学校体育館の学校外使用についても、市生涯学習課が貸出し業務を行う。

###### ⑩校舎の開錠・施錠

- ・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進する。

#### ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・地域住民等のボランティア参画を推進する。

#### ⑫校内清掃

- ・児童生徒への清掃指導は、地域住民等のボランティアを募るとともに、回数や範囲の合理化等を促進する。

#### ⑬部活動（令和8年度重点事項）

- ・令和8年度中に、原則全ての休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、実施可能な部活動から平日も地域展開していく。
- ・地域クラブと学校の情報連携強化を進める。

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

#### ⑭給食の時間における対応

- ・食に関する指導については栄養教諭等が対応するなど、教諭の負担を軽減する。

#### ⑮授業準備

- ・印刷や授業準備、採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。

#### ⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ⑰学校行事の準備・運営

- ・行事を「実施の目的と内容に無理がないか」という視点で見直しを進めるとともに、PTAやボランティア、事務職員との協働を促進する。

#### ⑱進路指導の準備

- ・進学先に関する情報収集等について、学校間の協働を促進する。

#### ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・校長が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・阿賀野市発達障がい早期総合支援推進地域協議会において、医療・福祉・労働・警察等の関係機関と学校の連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を一掃充実させる。
- ・必要に応じて介助員、学校生活支援員、学校看護師を学校に配置する。

## （２）学校における措置の推進

### 教育職員が担う業務の適正化

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
- ・標準を上回る授業時数の見直しを行い、真に必要な時数となるように設定する。令

和 8 年度から、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。

- ・学校の日課表を見直し、令和 11 年度までに、放課後に行われる児童生徒の活動ができるだけ勤務時間内に設定する。
- ・ノー会議デーを各校で設定し、放課後の年休を取得しやすいようにする。
- ・定期的に行う児童生徒の「生活アンケート等」で、タブレット端末を活用したデジタル化を進める。
- ・授業日における学校の電話対応時間を、市教育委員会から保護者宛文書を配付し、周知することを継続する。電話応答時間は午前 7 時 30 分～午後 6 時とする。
- ・夏季休業中に 8 日間、冬季休業中に 8 日間の学校閉庁日を設定し、電話は市役所へ転送されるようにする。

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

#### **教育職員の健康と福祉の確保**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 か月時間外在校時間が 80 時間を超えた教育職員に校長による面接指導を実施する。
- ・11 時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう長期休業中に「年休等休暇優先取得期間」の設定を継続する。
- ・長期休業中の「早出遅出勤務」の実施を継続する。
- ・教育職員のストレスチェックを継続し、実施後の集団分析の結果も活用して職場改善を推進する。
- ・高ストレス者への医師との面談指導を勧奨する。
- ・管理職のハラスメントに対する意識を研修等で高める。
- ・市教育委員会は、管理職が教育職員の業務状況を適切に把握し、教育職員の協働体制を構築できるように、校長会等で随時指導する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、実施計画と実施状況を総合教育会議や教育委員会定例会で報告する。また、市ホームページで実施計画や実施状況を公表する。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

また、必要に応じて学校での児童生徒の支援に当たる医療、福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

### （1）時間外在校時間に関して

- ①各学校教育職員の時間外在校時間を、教育委員会が毎月確認する。
- ②各学校の時間外在校時間の状況を、4月（1月～3月結果、前年度結果）、7月（4月～6月結果）、10月（7月～9月結果）<sup>5</sup> 1月（10月～12月結果）の教育委員会定例会で報告するとともに年2回総合教育会議で報告する。
  - ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、時間外在校時間に関して課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導を実施する。特に時間外在校時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する支援・指導を行う。
  - ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

## （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関して

- ①各学校の年次有給休暇取得日数の前年の平均を、1月の教育委員会定例会で報告する。
- ②教育職員のストレスチェックの結果を受け、高ストレス者へのカウンセリング等の対応を行う。必要に応じて該当教育職員の勤務状況を聞き取り、学校への支援・指導を行う。
- ③ストレスチェックにおける、集団分析の「仕事や生活の満足度」に関する教育職員の集団分析結果を、10月の教育委員会定例会で報告する。必要に応じて、各校での「管理職からのサポート」や「教育職員間でのサポート」の状況を聞き取り、支援・指導を行う。

